

公益社団法人 日本複製権センター

事業の概要と出版権の拡大による影響について

2013.7.5

1

日本複製権センター(略称JRRC)概要

名称
公益社団法人日本複製権センター
Japan Reproduction Rights Center (JRRC)

所在地
〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階
Tel 03-3401-2382 Fax 03-3401-2386

URL: <http://www.jrrc.or.jp>

設立年月日 1991(H3)年9月30日
(社団法人許可 1998(H10)年10月1日)
(著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日:登録番号第01008号)
(指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日)
(公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)

設立の目的
書籍、学術文献などの著作物を簡単な手続きで適法な複製(コピー)利用ができるよう、
権利者から「著作物の複製等の利用に関する管理の委託」を受け、集中管理することを目的として設立されました。

会員団体(2013年4月現在)

著作者団体連合
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 JCIビル303
Tel:03-3265-7451

一般社団法人学術著作権協会
〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41
Tel:03-3475-5618 URL: <http://www.jaacc.jp>

一般社団法人出版者著作権管理機構
〒162-0828 東京都新宿区袋町6 日本出版会館
Tel:03-3513-6969 URL: <http://www.jcopy.or.jp>

新聞著作権協議会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7階
Tel:03-3591-4422 URL: <http://www.ccn.jp>

2

<沿革>

1974(S49)年7月に設置された著作権審議会第4小委員会での検討、同委員会の1976(S51)年9月の報告、1980(S55)年11月に文化庁によって設置された「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」による1984(S59)年4月の報告書での提言を受け、社団法人日本工学会と社団法人日本書籍出版協会が「著作物の複写に関する権利の集中処理とその機構のあり方」について検討。

1987(S62)年2月社団法人日本工学会と社団法人日本書籍出版協会を中心に関係権利者により「著作権の集中的処理機構設立準備委員会」の設立を決定
1988(S63)年10月「日本複写権センター設立発起人会」を設立し、複写に関する集中的権利処理機構としての具体的な運営方法等について検討
1991(H3)年9月「日本複写権センター」、13会員団体による任意団体として設立。会長に近藤 次郎、顧問に向坊 隆、理事長に大林 清が就任

日本複写権センター設立時の13会員団体:

社団法人日本文芸著作権保護同盟、協同組合日本脚本家連盟、美術著作権連合、全日本写真著作者同盟、社団法人日本グラフィックデザイナー協会、学協会著作権協議会、出版者著作権協議会、社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会、社団法人自然科学書協会、社団法人出版者会、社団法人日本図書教材協会、社団法人日本専門新聞協会

1992(H4)年4月民間企業と契約締結開始

1993(H5)年10月

複写権管理団体の国際機関である複写権管理機構国際連合(IFRRO: International Federation of Reproduction Rights Organisations)に加盟

1994(H6)年3月契約締結数が1,800者

1998(H10)年10月1日社団法人認可「社団法人日本複写権センター」に移行

2000(H12)年12月21日理事長に半田 正夫が就任

2000(H12)年12月「特別許諾方式」(通称「白抜きR」)の運用廃止

2001(H13)年11月14日「著作権等管理事業者」登録(登録番号第01008号)に伴い会員団体から権利受託に変更

2002(H14)年3月7日指定著作権等管理事業者指定(文化庁)

2002(H14)年7月新聞著作権協議会が会員団体として加入

2012(H24)年3月契約者数5,000を超える

2012(H24)年4月公益社団法人移行に伴い、「公益社団法人日本複製権センター」に改称
経営体制、人員などの大幅な改革を行い、新使用料規程を実施

3

<委託管理事業管理状況> (2012年度事業報告より)

(1)管理著作物数

- ①「一般社団法人学術著作権協会」: 定期刊行物2,344タイトル、単行本1,798点
- ②「一般社団法人出版者著作権管理機構」: 定期刊行物1,147タイトル、単行本81,960点
- ③「新聞著作権協議会」: 67社、92紙
- ④「著作者団体連合」: 合計14,317名の著作者による全著作物

(2)契約者数

契約件数2,520件、グループ企業を含めた利用者数は6,066者

(3)使用料収入

使用料収入額は197,533,881円(2011年度203,774,504円)

(4)分配額

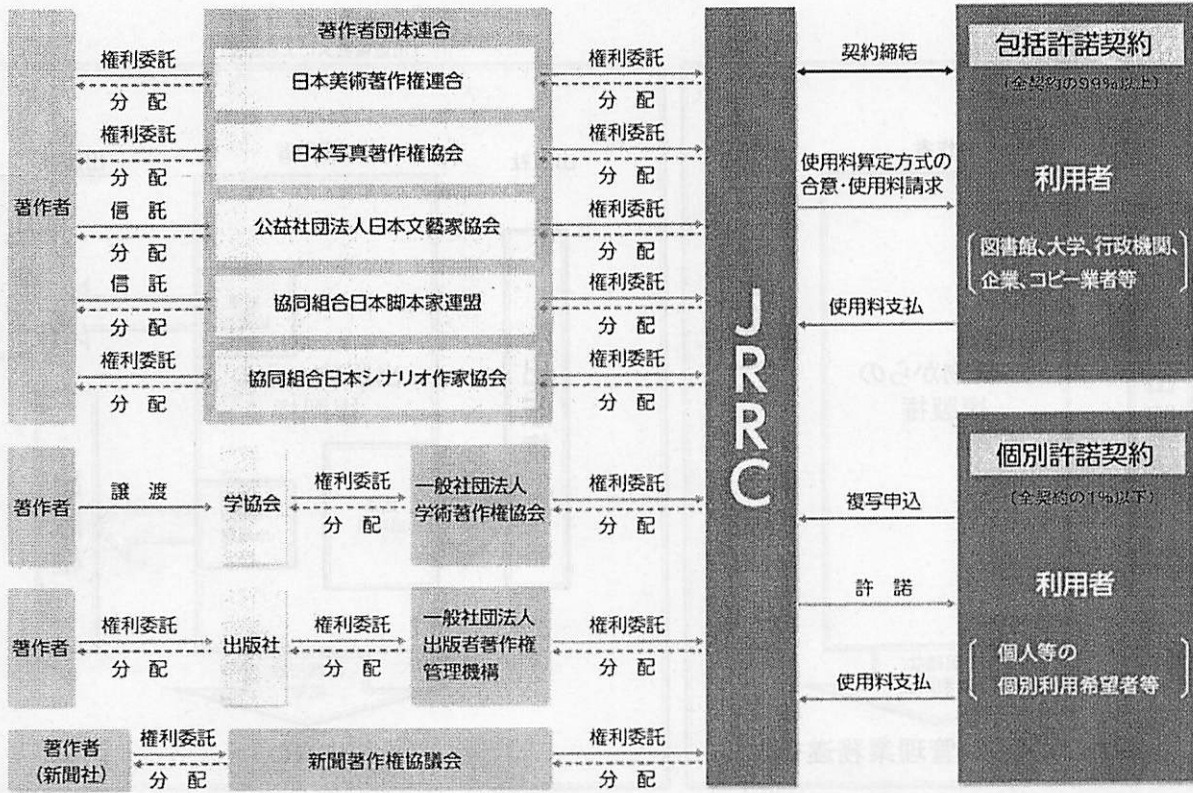
2012年9月に分配した2011年度収入に対する分配額は150,916,229円。

(2010年度収入に対する分配額153,943,912円)

(2013年9月に分配予定の2012年度収入に対する分配額は138,550,718円となる。)

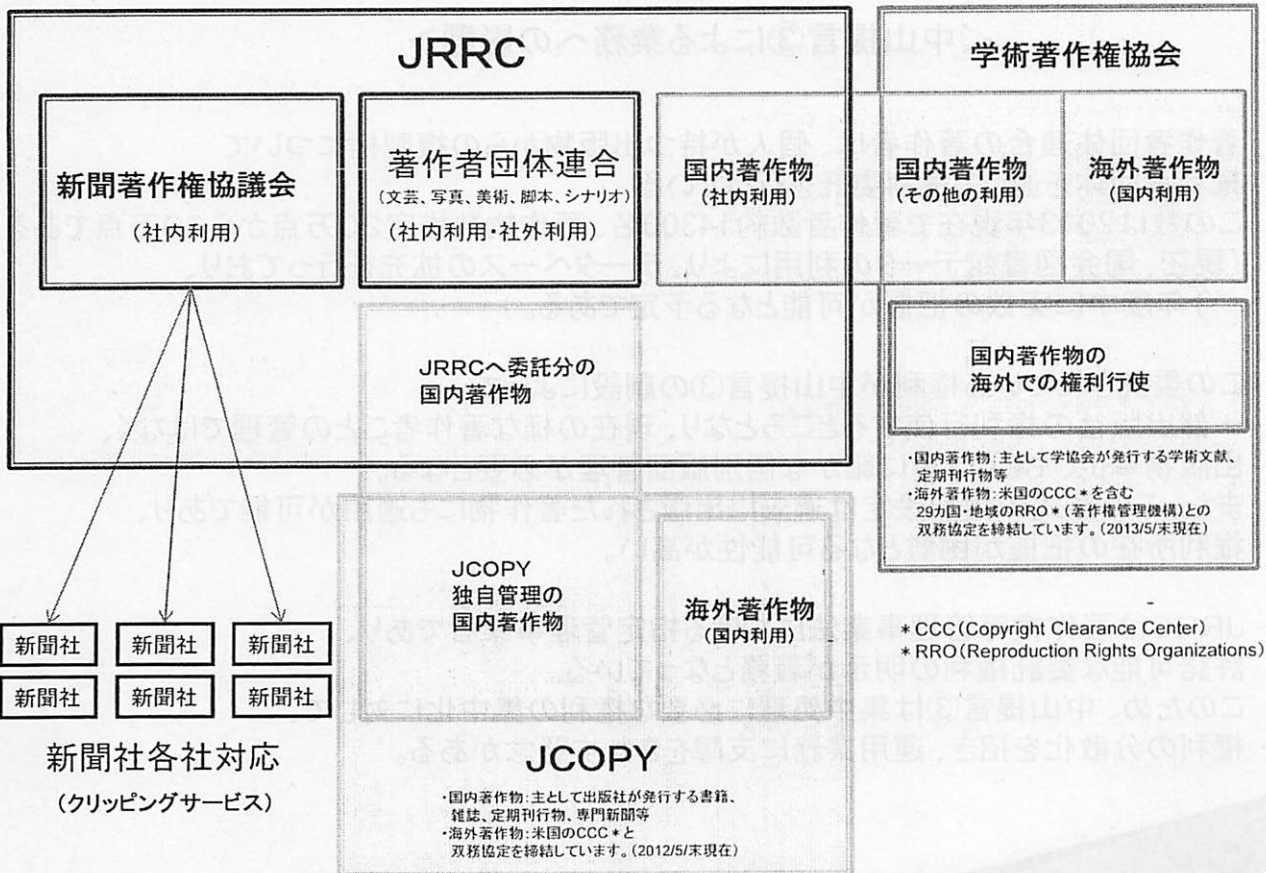
4

利用者・権利者とJRRC※との関係

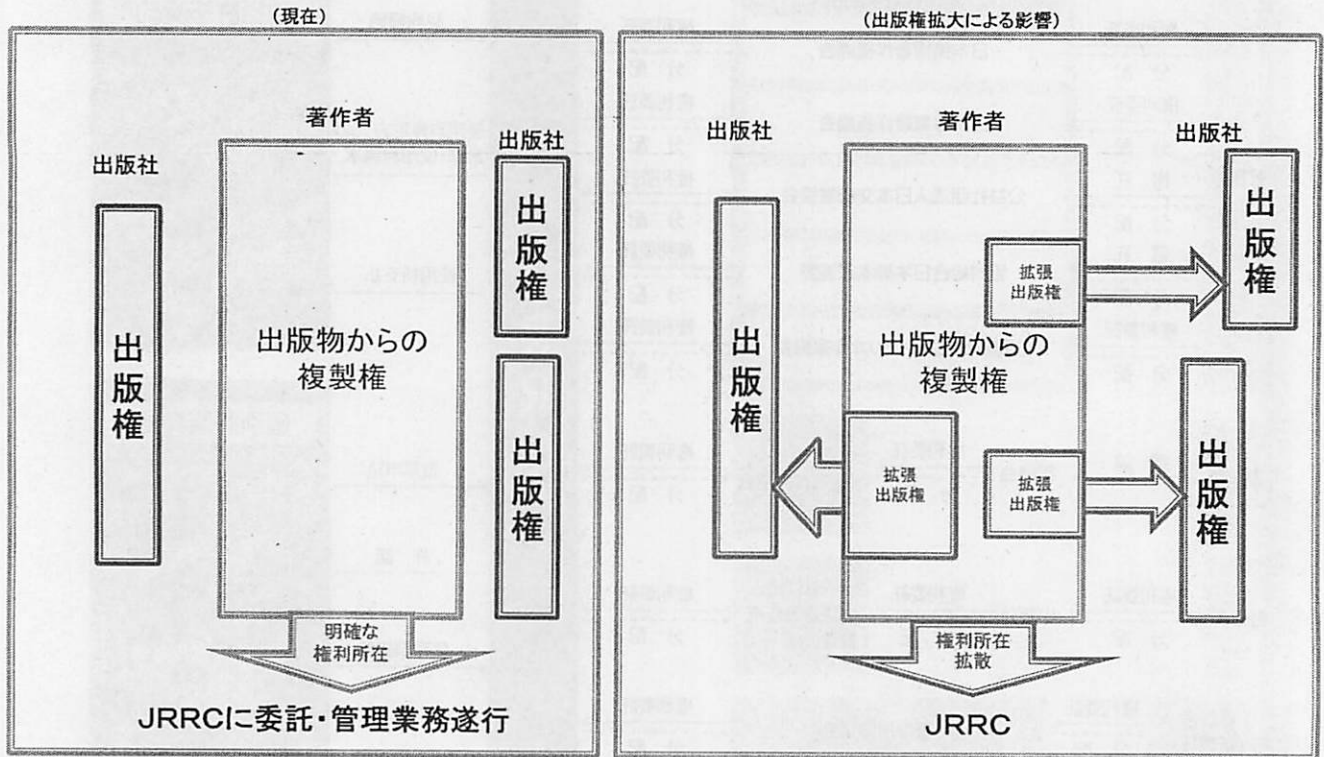


※JRRC (公益社団法人日本複製権センター)

JRRCの4会員団体の管理著作物の範囲(概念図)



<中山提言③による業務への影響>



7

<中山提言③による業務への影響>

著作者団体連合の著作者は、個人が持つ出版物からの複製権について権利者団体を通じて権利委託を行っている。

この数は2013年現在で著作者数約14300名、著作物数推定20万点から30万点である。(現在、国会図書館データの利用により、データベースの拡充を行っており、今年度中に実数の把握が可能となる予定である。)

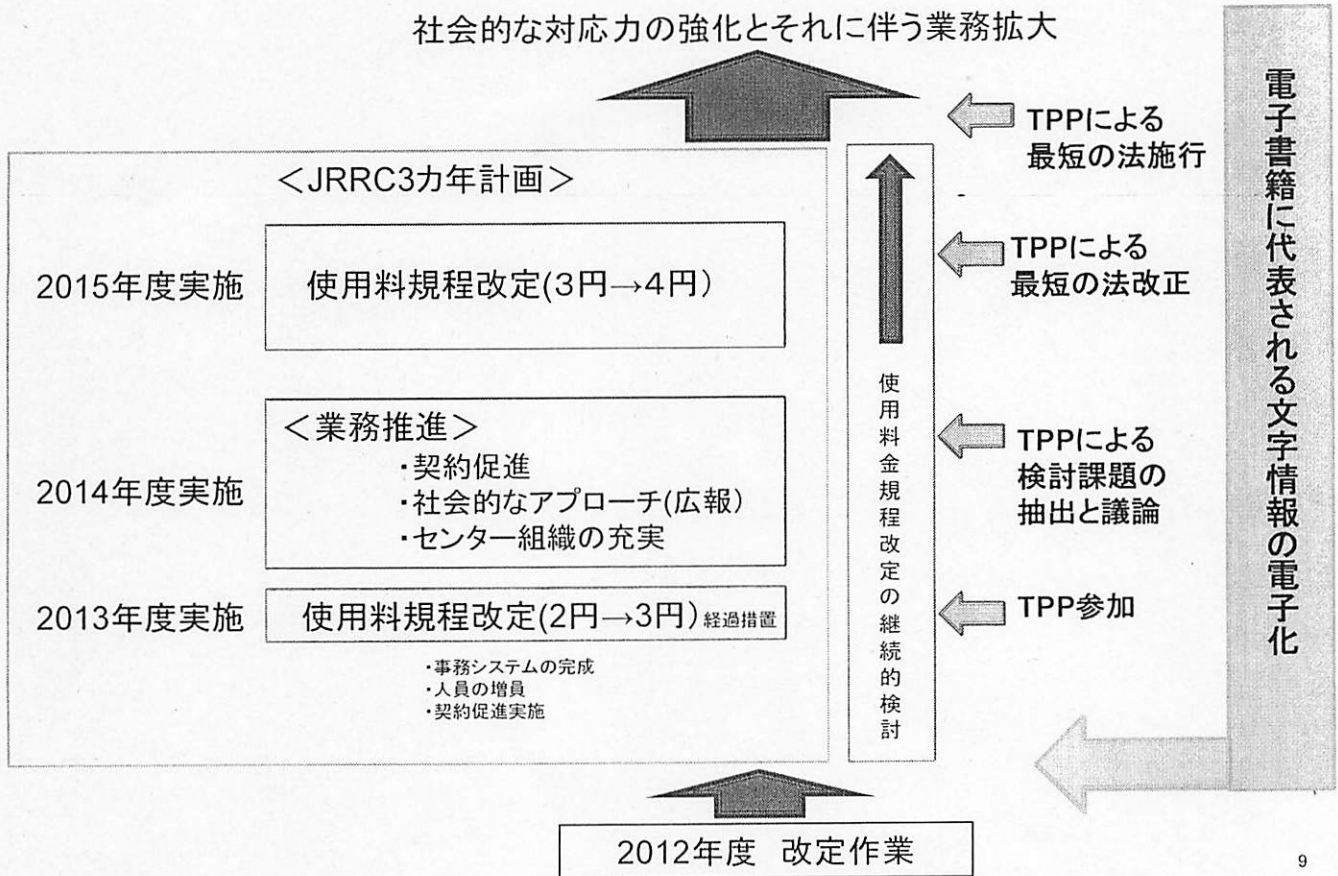
この委託されている権利が中山提言③の創設によって一部出版社の権利行使するところとなり、現在の様な著作者ごとの管理ではなく、出版物単位、もしくは更に細かな個別版面管理が必要となる。また、この形式の権利設定は過去に出版された著作物にも適用が可能であり、権利所在の把握が困難となる可能性が高い。

- JRRCは著作権等管理事業法における指定管理事業者であり、許諾可能な委託権利の明示が義務となっている。このため、中山提言③は集中処理に必要な権利の集中化に対して、権利の分散化を招き、運用業務に支障をきたす懸念がある。

8

＜JRRC進捗構想＞

社会的な対応力の強化とそれに伴う業務拡大



9

＜JRRC三カ年計画 2013年度重点事業＞

(2013年度事業計画より)

- ・ 複製権管理事業の円滑な運用の実現
 - ・ 利用者にとって理解しやすい利用環境の実現として、他の管理団体情報も含めてポータルサイトを構築し情報の一元化に努めるとともに、管理著作物情報の明確な提示や管理著作物の増加を図る。また、関連団体間の連携も強化して社会的に適切な複製権管理事業を推進する。
- ・ より多角的・効果的な契約締結促進活動の実施
 - ・ 契約締結促進活動として、ダイレクトメールを中心としながら、インターネット広告の導入、メールマガジンの配信、専門新聞・雑誌への広告出稿、著作権セミナーの開催、著作権に関する講演の実施等により、多角的・効果的な契約締結促進活動を行い、新規契約の促進に努める。
- ・ 電子ファイル化許諾事業への取り組み
 - ・ 近年のデジタル技術の進歩により、あらゆる企業・団体において、従来の紙から紙への複写に加え、著作物をスキャンし、電子ファイル化したり、あるいはスキャンした電子ファイルからプリントアウトしたりする「電子ファイル化された著作物の利用」が進んでいる。従来の管理受託範囲は、「紙ベースの複写」利用に限定されていたが、このようなデジタル領域での利用が一般化されている現状を踏まえ、著作物の電子ファイル化許諾について調査研究し、許諾業務を行うための検討を、JRRCに管理を委託している権利者と共に行う。
- ・ 著作物検索データベースの拡充
 - ・ JRRCが現在管理・運営している著作物検索データベースについて、これまでは著作者団体連合約14,000人による個々の著作物のデータが反映されていなかったが、今年度より、これら著作者データを基に著作物検索用データを大幅に拡充し、管理著作物の増加を図ると共に、利用者にとってより容易に著作物の権利所在がわかるような著作物検索データベースの構築を目指す。
- ・ ウェブサイト機能の拡充
 - ・ 公益社団法人としての公益性の観点から、JRRCが利用者にとって総合的な窓口の機能を果たすため、ウェブサイトによるオンライン契約管理システムの整備・改善を行い、利用者の利便性向上を図る。

10